

部落解放月間とは

鳥取県では、昭和44年7月10日の「同和对策事業特別措置法」施行に合わせて、「部落解放週間」を制定し、昭和48年から、7月10日から8月9日を「部落解放月間」としました。

毎年、部落解放月間の期間中、県、市町村、関係機関で連携しながら一人ひとりが人権・同和問題を正しく理解し、認識を深めていただくよう、講演会などの啓発事業を行っています。

部落解放月間 連携啓発事業

令和8年度 人権・同和問題研修会

【演題】

今だから

人権教育

【講師】

新井 則子 氏

(南部町人権教育啓発専門員)

参加費
無料

どなたでも
ご参加
いただけます。

新井さんに、人権に初めて出会った体験談や人権教育に携わる中で感じたこと、人権教育の必要性等わかりやすくお話いただきます。

日時

令和8年8月2日(日)

午後1時30分～3時

場所

江府町人権文化センター(明道館)大会議室

主催 江府町人権・同和教育推進協議会／江府町／江府町教育委員会

後援 部落解放同盟江尾支部

連絡先 江府町人権文化センター

電話75-2624